

# 令和6年第1回(3月)定例会

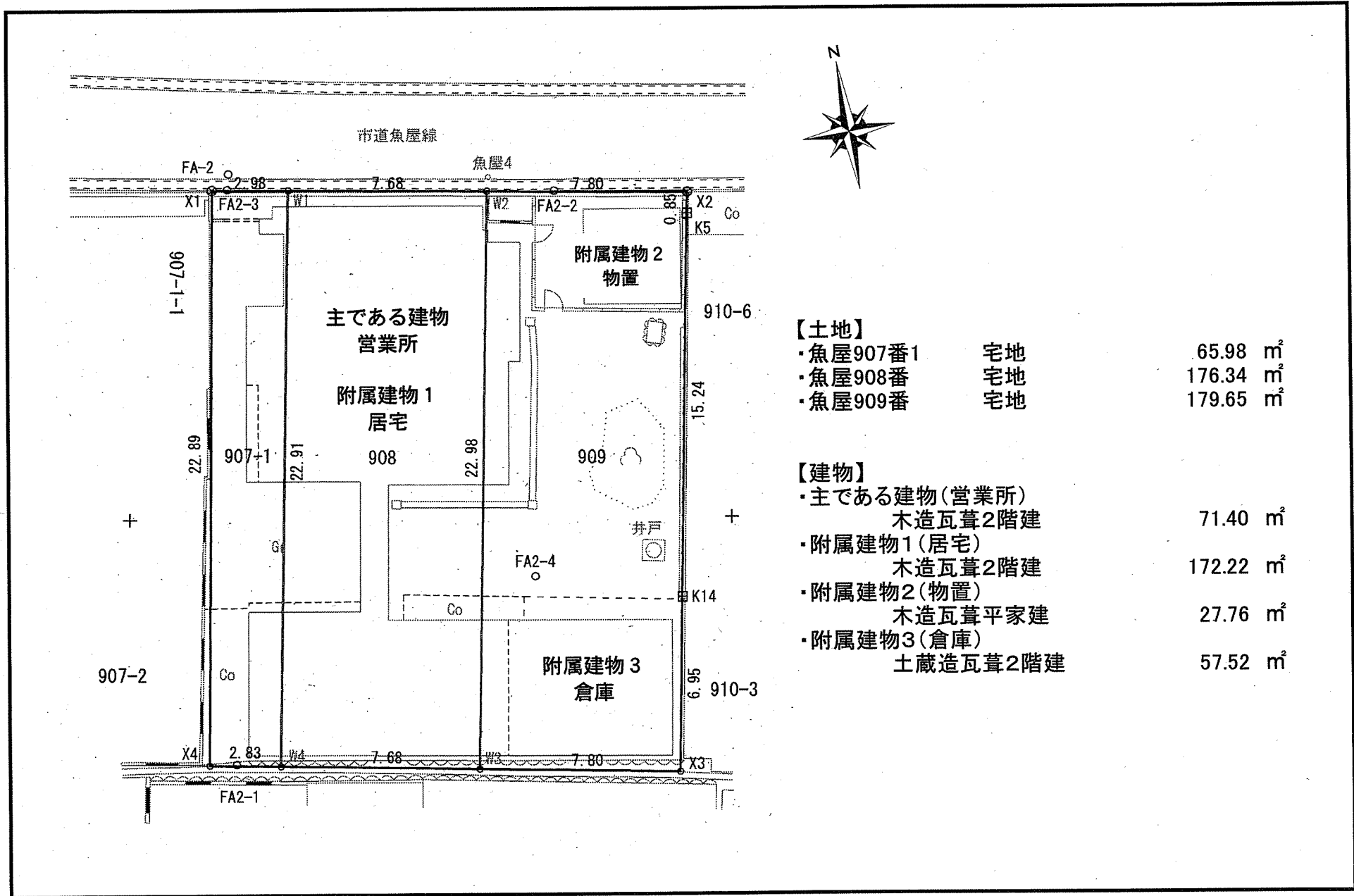
## 【追加】議案参考資料

### 【単行議案】

議第38号 財産の減額譲渡について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1P

議案参考資料  
令和6年3月定例会

議第38号	財産の減額譲渡について	区分	その他
<p><b>【提案の概要】</b></p> <p>◆提案の趣旨・目的 移住・定住を促進する観点から、従来から公募を行っているものの売却に至っていない旧互助会館跡地の市有土地建物について、居住用途での使用を条件に最低売却価格を引き下げて条件付き一般競争入札を実施したところ、時価相当額に対して低い金額で落札されたので、財産を減額し譲渡するもの。</p> <p>◆提案の概要 ○譲渡の目的 移住・定住の促進 ○譲渡する財産 [土地] ・宮津市字魚屋907番1 宅地 65.98㎡ ・宮津市字魚屋908番 宅地 176.34㎡ ・宮津市字魚屋909番 宅地 179.65㎡ [建物] ・営業所 木造瓦葺2階建 71.40㎡ ・居宅 木造瓦葺2階建 172.22㎡ ・物置 木造瓦葺平家建 27.76㎡ ・倉庫 土蔵造瓦葺2階建 57.52㎡ ○譲渡金額 1,011,000円(時価相当額:9,350,000円) ○譲渡の相手先 宮津市字鶴賀2070番地の31 有限会社千賀不動産 ○譲渡の条件 ・契約後3年以内に居住用途に供しなければならない。 ・契約後10年間は居住用途を変更してはならない。</p> <p>◆提案の根拠法令 地方自治法第96条第1項第6号 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。 (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。</p>		<p><b>【政策等の背景・提案までの経過】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・S22.1 土地・建物の取得(寄附)</li> <li>・S53.4~ 市職員互助会と土地建物使用貸借契約(R1.10解約→空き施設)</li> <li>・R2.3 条件付き一般競争入札による公募(入札不調)</li> <li>・R2.7~ 先着順による公募</li> <li>・R5.3 <u>令和5年度当初予算(住宅建設促進に向けた市有土地の有効活用)</u> →<u>市の最重要施策「総合的な移住・定住対策」の下、居住用途に適した市有土地を売却し、居住用途に資する住宅建設の促進を図るため、最低売却価格を引き下げる方針(土地評価額の1/2を減額)</u></li> <li>・R5.11~ 条件付き一般競争入札による公募(最低売却価格66万円) ※最低売却価格は建物解体撤去費相当額を控除後の金額</li> <li>・R6.2 有限会社千賀不動産を落札者に決定し仮契約を締結 →使用用途は集合住宅</li> </ul>	
<p><b>【第7次宮津市総合計画との整合】</b></p> <p>重点プロジェクト 若者が住みたいまちづくりプロジェクト</p> <p>テーマ別戦略 住みたい、住み続けたいまちづくり</p>		<p><b>【市民参加の状況】</b></p> <p><b>【政策等の効果及び費用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移住・定住の促進</li> <li>・土地売却収入及び固定資産税収入の増収</li> </ul> <p><b>【他の自治体の類似する政策との比較】</b></p>	
		担当課・係 財政課 資産活用係(45-1611)	添付資料 ・土地建物の配置図



**【土地】**

・魚屋907番1	宅地	65.98 m <sup>2</sup>
・魚屋908番	宅地	176.34 m <sup>2</sup>
・魚屋909番	宅地	179.65 m <sup>2</sup>

**【建物】**

・主である建物(営業所)	木造瓦葺2階建	71.40 m <sup>2</sup>
・附属建物1(居宅)	木造瓦葺2階建	172.22 m <sup>2</sup>
・附属建物2(物置)	木造瓦葺平家建	27.76 m <sup>2</sup>
・附属建物3(倉庫)	土蔵造瓦葺2階建	57.52 m <sup>2</sup>